

物品等における入札金額積算内訳書の取扱い

草加市が発注するコンサル・土木施設維持管理・物品等の入札時に提出された内訳書の取扱いは次のとおりとし、「内訳書の未提出」または「不備な内訳書」と認められる場合については、当該入札を無効とします。

1 「内訳書の未提出」は次のものとし、当該入札を原則として無効とします。

- (1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- (2) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- (3) 他の案件の内訳書が提出された場合
- (4) 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- (5) 当該案件に対応する内訳書として特定できない場合
- (6) 市が指定した内訳書以外の内訳書が提出された場合
- (7) 上記(1)から(6)以外で発注者が「内訳書の未提出」と判断した場合

2 「不備な内訳書」は次のものとし、当該入札を原則として無効とします。

ただし、明らかに軽微な誤記であると認められる場合は、この限りではありません。

- (1) 総額の記載のみで内訳の全部又は一部の記載がない場合
- (2) 件名、業者名及び代表者名の記載がないまたは誤りがある場合
- (3) 紙入札の場合で押印がない場合
- (4) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
(内訳書の合計金額から端数切り捨てのための値引きをすることは可とします。)
- (5) 内訳書の計算に誤りがある場合
- (6) 合計金額が異なる複数の内訳書が提出された場合
- (7) 上記(1)から(6)以外で発注者が「不備な内訳書」と判断した場合

3 内訳書の確認時において、提出した内訳書に疑義があり、談合の疑いが認められる場合は、入札を保留し、草加市談合情報対応要領に基づき、処理するものとします。

＜談合の疑いが認められる場合の例＞

- (1) 他の業者の内訳書が添付されている場合
- (2) 他の入札者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合
- (3) その他談合が推測される記載等がある場合

4 入札参加者が一度提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回はできません。